

鳥取市長谷地内におけるP C B 流出事案について

平成22年4月21日
循環型社会推進課
水・大気環境課

1 概要

平成22年4月12日(月)、鳥取県東部総合事務所に「鳥取市長谷の旧採石場地内で、トランス、コンデンサ等が放置されている」との通報があり、現地調査等を行ったところ碎石プラント設備の解体に伴ってトランス、コンデンサ等が放置されていた。このうち高濃度のP C Bが入っているコンデンサが2台確認され、うち1台からP C Bの流出が判明した。

2 主な対応経過

4月12日(月)

- 東部総合事務所生活環境局(以下「生活環境局」)に通報あり
- 生活環境局が現地調査
 - ・解体作業から排出されたと思われる16台のトランス、コンデンサが放置。
 - ・そのうち、コンデンサ2台が電気事業法上の届出で高濃度のP C B入りであることを確認。
 - ・場内の水溜りに油膜(P C Bとの関連はこの時点では不明)の存在を確認。
 - ・シート掛けにより拡散防止措置を実施。
 - ・水、土壤を採取し分析を開始(水質7箇所、土壤2箇所:県衛生環境研究所と鳥取市が検査)。

4月13日(火)

- 県関係部局が合同で現地調査を行い、拡散防止を実施
 - ・全てのトランス、コンデンサ(16台)を探石場内の建屋内に移動。
 - ・オイルマット等により漏出した油を回収し、ブルーシートで覆って表面に残っている油分の流出防止措置を実施。
- 検査結果の公表
 - ・水質検査(7箇所)
→採石場内ため池から河川、鳥取市叶の水源地まで、全ての地点でP C Bは未検出
 - ・土壤検査(2箇所)
→コンデンサ等が放置されていた1箇所からP C Bを検出。残り1箇所はこの時点で不明。

4月15日(木)

- 土壤汚染範囲を確定するため、土壤(7箇所)を採取し分析を開始。

4月19日(月)

- 検査結果の公表
 - ・4/13公表の土壤検査で不明であった1箇所からはP C Bは未検出。
 - ・4/15採取した7箇所(検出された地点の周辺及び場内下流の土壤)のうち、5箇所からP C Bが検出。
→現在、P C Bが流出した土壤について、撤去・保管に向けて関係者を指導中。
なお、土壤検査については、引き続き検出箇所に隣接した地点について実施する予定。

3 今後の対応等

- (1) 関係者に対して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、今回の経緯等について書面で報告を求め、P C B廃棄物の適正処理及び汚染土壤の撤去等を指導する予定。(従わない場合は同法に基づく改善命令を行う)
- (2) 今回のP C B廃棄物については、電気事業法に基づく使用廃止報告はなされていたが、P C B特別措置法に基づく保管状況の届出が必要な状態となっていたかどうかは不明であり、県において保管状況等の指導が出来なかった。このため、同様の状態の機器を把握するため、中国四国産業保安監督部のP C B含有電気機器の廃止報告リストを入手し、緊急的に該当事業場へ立入指導を行う。
- (3) 県土整備部において、休廃止した採石場において変電設備を備えているプラント等がそのまま存置されている箇所がないか、現在調査中。

【参考】現地の状況

